

## 乾燥マッシュポテト品質表示基準の廃止について（案）

平成18年1月26日

農 林 水 産 省

### 1 趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、乾燥マッシュポテト品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1635号）について、所要の見直しを行う。

### 2 内容

乾燥マッシュポテトは、最近では消費者の使用頻度が低下しており、生産量のほとんどは業務用であることから、品質表示基準を廃止する。

## 乾燥マッシュポテトについて

### 1 品質表示基準制定等の経緯

|          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| 昭和51年10月 | 乾燥マッシュポテトのJAS規格制定                                    |
| 昭和52年 2月 | 乾燥マッシュポテト品質表示基準制定                                    |
| 平成12年12月 | 加工食品品質表示基準の制定に伴い、新しく<br>乾燥マッシュポテト品質表示基準制定<br>(旧基準廃止) |
| 平成14年10月 | 乾燥マッシュポテトのJAS規格廃止                                    |

### 2 生産・輸入状況

|     |                                            |     |               |        |             |
|-----|--------------------------------------------|-----|---------------|--------|-------------|
| 生 産 | 国内産じゃがいも（生いも）の加工食品用仕向量の推移<br>単位：千トン        |     |               |        |             |
|     | 年度                                         | 仕向量 | 内 訳           |        |             |
|     |                                            |     | 乾燥<br>マッシュポテト | ポテトチップ | 冷凍加工<br>その他 |
|     | 12                                         | 536 | 16            | 341    | 131<br>48   |
|     | 13                                         | 507 | 21            | 310    | 121<br>55   |
|     | 14                                         | 527 | 28            | 320    | 112<br>67   |
|     | 15                                         | 537 | 35            | 301    | 83<br>118   |
|     | 16                                         | 518 | 23            | 312    | 109<br>74   |
| 輸 入 | 乾燥マッシュポテト及び乾燥ポテトフレークの輸入量<br>(生いも換算) 単位：千トン |     |               |        |             |
|     | 年                                          | 合 計 | 国 別 内 訳       |        |             |
|     |                                            |     | アメリカ          | カナダ    | 中 国<br>その他  |
|     | 12                                         | 143 | 131           | 7      | 1<br>4      |
|     | 13                                         | 129 | 99            | 4      | 4<br>22     |
|     | 14                                         | 113 | 74            | 2      | 3<br>34     |
|     | 15                                         | 117 | 74            | 2      | 7<br>34     |
|     | 16                                         | 117 | 84            | 2      | 4<br>27     |

## ○乾燥マッシュポテト品質表示基準

〔平成十二年十二月十九日号外〕  
〔農林水産省告示第千六百三十五号〕

発布 平成十六年一〇月 七日 農林水産省告示第一八二二号  
〔マッシュ加工食品品質表示基準等の一部を改正する告示第一八二二号の附則〕

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の八第二項の規定に基づき、乾燥マッシュポテト品質表示基準を次のように定めること。 同条第四項の規定に基づき改正する。

### 乾燥マッシュポテト品質表示基準

#### （趣旨）

第1条 乾燥マッシュポテト（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるものほか、この基準の定めるところによる。

#### （定義）

第2条 この基準において、「乾燥マッシュポテト」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ばれいしょ（*Solanum tuberosum*の塊茎）をはく皮して、薄

切りしたもの、予備加熱及び水冷処理により細胞内のでん粉を固定し、遊離でん粉を除去した後、蒸煮し、裏ごしして、フレーク状又は粒状に乾燥したもの

- (2) (1)の製造工程中乾燥前に脱脂粉乳、品質改良剤、酸化防止剤等（調味料及び香辛料を除く。）を加えたもの

#### （一括表示事項）

第3条 製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）が乾燥マッシュポテトの容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、使用方法とする。ただし、内容量が1kgを超えるものにおいては、この限りでない。

本条…一部改正（平成16年10月農水省1821号）

#### （表示の方法）

第4条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「乾燥マッシュポテト」と記載すること。ただし、粒状のものにあっては、「乾燥マッシュポテト（粒状）」と記載すること。

- (2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分に

より、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

ア 原材料のばれいしょは「ばれいしょ」又は「じゃがいも」と、脱脂粉乳は「脱脂粉乳」と、その他の原材料はその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

イ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11号並びに第12項の規定に従い記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、使用方法、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。ただし、使用方法を一括して表示することが困難な場合には、使用方法の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

1項…一部改正〔平成16年10月農水省1821号〕

#### （表示禁止事項）

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、これを表示してはならない。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 昭和三十八年十月十七日農林水産省告示第一八二二号  
この告示は、公布の日から施行する。